

クリーンガス証書制度における
国際規格（ISO 規格）に則った認証機関の審査体制導入について

2026年3月3日
一般社団法人日本ガス協会

一般社団法人日本ガス協会（以下、当協会）は、ガス分野における国内初の証書制度であるクリーンガス証書制度（以下、当制度）^{※1}において、将来の海外製品への対象拡大や海外制度との相互認証といったさらなる発展を視野に入れ、国際規格である「ISO/IEC 17065（適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項）」（以下、ISO 17065）に則った認証機関の審査体制を導入します。

当制度は、e-methane やバイオガス（以下、クリーンガスと総称）の有する「燃焼しても大気中の二酸化炭素（CO₂）が増えないとみなせる価値」を証書として移転可能とするもので、当協会によるクリーンガス認証実証事業を経て、2024年度から運用開始^{※2}されました。

認証機関への ISO 17065 適合審査・認定は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、NITE）が行います^{※3}。今後、NITE による認証機関の認定を経て、2027年度から当制度の規程を改定し、新スキームでのクリーンガス証書制度の始動を予定しています。なお、スキームオーナーには当協会が就く予定です。

現行の当制度では、有識者で構成される「クリーンガス証書評価委員会」の審査を経てクリーンガス製造設備の設備認定や製造量の認証（以下、認証等と総称）を行っております^{※4}が、新スキームでは、ISO 17065 の認定を取得し国際規格に基づいて力量を担保された認証機関が、申請受付から認証等までを一貫して行います。

当協会は、e-methane やバイオガスの普及を目指すと共に、我が国の2050年カーボンニュートラルの実現にも貢献してまいります。

※1 詳細はホームページをご参照ください (<https://www.clean-gas-certificate.com/>)。

※2 詳細は当協会の2024年3月21日リリースをご参照ください

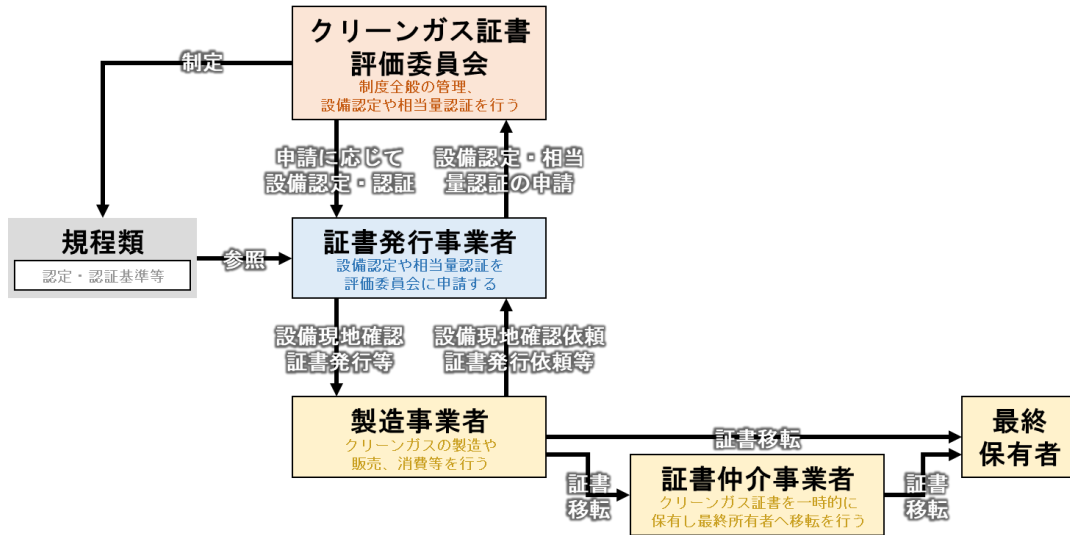
(<https://www.gas.or.jp/newsrelease/240321.pdf>)。

※3 NITE による ISO 17065 に則ったクリーンガス証書制度の認証機関の認定要件等については、NITE のホームページをご参照ください

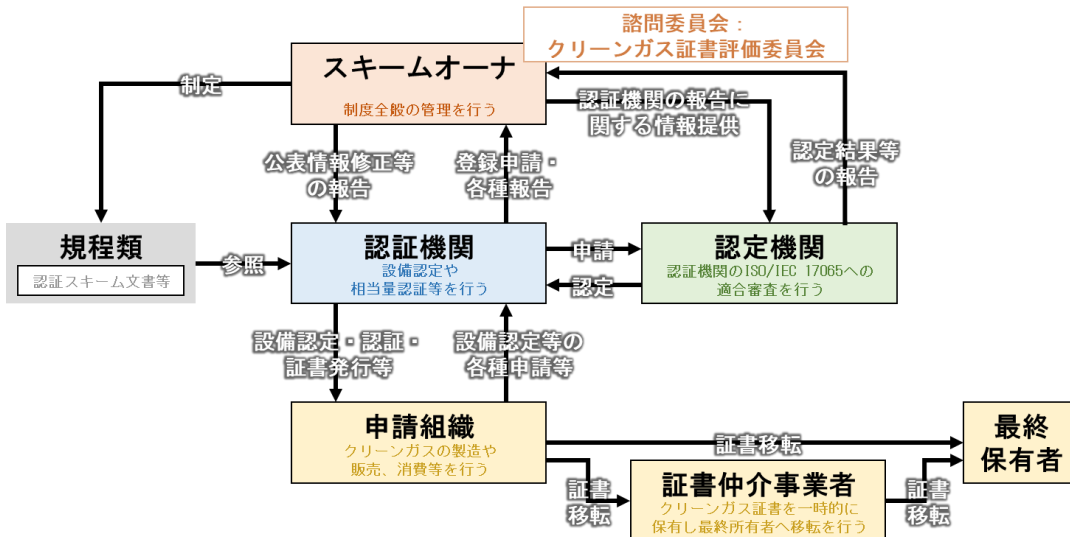
(<https://www.nite.go.jp/iajapan/information/index.html>)。

※4 現行の当制度では、クリーンガスを製造する事業者が「証書発行事業者」に依頼し、「証書発行事業者」が各情報を確認のうえ「クリーンガス証書評価委員会」に申請を行っています。

<参考1> 当制度の現行のスキーム



<参考2> 2027年度からの新スキーム（予定）



以上

お問い合わせ先：広報室（電話：03-3502-0112）